共同事業体協定書

　（目的）

第１条　当共同事業体は、（施設の名称）〇〇〇〇（以下「施設」という。）の管理運営業務を共同連帯して営むことを目的とする。

　（名称）

第２条　当共同事業体は、（共同事業体の名称）〇〇○○（以下「共同事業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　共同事業体は、事務所を東京都墨田区○○○○に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同事業体は、○○年○○月○○日に成立し、管理運営業務に関する協定の履行を完了するまでの間は、解散することができない。

２　施設の指定管理者となることができなかったときは、共同事業体は、前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の申請に対する結果の通知を受けた日に解散するものとする。

　（構成員の所在地及び名称）

第５条　共同事業体の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

　⑴　所在地

　　　名　称

　　　代表者

　⑵　所在地

　　　名　称

　　　代表者

　⑶　所在地

　　　名　称

　　　代表者

　（代表者の名称）

第６条　共同事業体は、（代表法人の名称）〇〇〇〇を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　共同事業体の代表者は、管理運営業務の履行に関し、共同事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、墨田区との折衝、指定管理者の指定の申請、管理運営業務に係る協定の締結、指定管理料の請求及び受領並びに共同事業体に属する財産の管理に関する権限を有するものとする。

　（業務分担等）

第８条　共同事業体の各構成員の業務分担等は別表のとおりとする。ただし、管理運営業務に関する協定の内容の一部に変更があったときは、変更内容に応じて業務分担等を変更するものとする。

　（運営委員会）

第９条　共同事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設置し、共同事業体の組織及び運営、管理運営業務の実施体制、事業計画及び事業報告、共同事業体に属する財産の管理、第三者委託先の決定その他管理運営業務の履行に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、管理運営業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　共同事業体の各構成員は、管理運営業務の履行、第三者と締結する契約その他の業務の履行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　共同事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１２条　共同事業体は、管理運営業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

２　前項の決算の結果、利益又は欠損を生じた場合には、共同事業体の各構成員は別表に定める業務割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１３条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１４条　共同事業体の各構成員は、墨田区及び他の構成員全員の承認がなければ、管理運営業務に係る協定の履行を完了するまでの間は脱退することができない。

２　共同事業体の各構成員のうち管理運営業務履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、墨田区の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

３　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１５条　共同事業体は、各構成員のうちいずれかが管理運営業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び墨田区の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項及び第３項を準用するものとする。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１６条　共同事業体の各構成員のうちいずれかが管理運営業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第１４条第２項及び第３項を準用するものとする。

　（代表者の変更）

第１７条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に変えて、他の構成員全員及び墨田区の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（構成員の加入）

第１８条　第１４条から第１６条までの規定による構成員の脱退、除名、破産又は解散により残存構成員のみでは適正な管理運営業務の履行の確保が困難なときは、第１４条第２項の規定にかかわらず、残存構成員全員及び墨田区の承認を得て、新たな構成員を共同事業体に加入させることができる。

　（解散後の契約不適合責任）

第１９条　共同事業体が解散した後においても、管理運営業務につき契約内容の不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２０条　本協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり共同事業体協定を締結した証として本書正本○通及び副本１通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、正本は各構成員が１通を保有し、副本は墨田区に提出する。

年　　月　　日

所在地

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別表　業務分担等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員名 | 業務内容 | 業務割合 |
| ○○○○○ | １　○○○○○○○○○○○○  ２　○○○○○○○○○○○○  ３　○○○○○○○○○○○○ | ○○％ |
| ○○○○○ | １　○○○○○○○○○○○○  ２　○○○○○○○○○○○○  ３　○○○○○○○○○○○○ | ○○％ |
| ○○○○○ | １　○○○○○○○○○○○○  ２　○○○○○○○○○○○○  ３　○○○○○○○○○○○○ | ○○％ |
| （共通業務） | １　○○○○○○○○○○○○  ２　○○○○○○○○○○○○ | － |